

葉山港における施設利用料金及びその減免基準について

港湾の設置及び管理等に関する条例（昭和39年8月19日条例第93号）（以下「条例」という。）別表第3に掲げる施設の利用料金及びその減免基準は、次のとおりとする。

なお、ここで使用する用語の定義、利用料金の加算等については、条例別表第3備考によるものとする。

1. 利用料金

(1) 駐車場利用料金

区分	原動機付自転車 及び二輪自動車	普通自動車	大型自動車
港湾施設利用者	1時間につき160円。ただし、1回の駐車時間が2時間を超えるときは、1回につき420円とする。	1時間につき310円。ただし、1回の駐車時間が2時間を超えるときは、1回につき840円とする。	1時間につき630円。ただし、1回の駐車時間が2時間を超えるときは、1回につき1,680円とする。
その他の者	1時間につき160円。ただし、1回の駐車時間が4時間を超えるときは、1回につき800円とする。	1時間につき310円。ただし、1回の駐車時間が4時間を超えるときは、1回につき1,550円とする。	1時間につき630円。ただし、1回の駐車時間が4時間を超えるときは、1回につき3,150円とする。

(2) 会議室利用料金

区分	会議室A	会議室B	多目的室A	多目的室B
午前9時から午後5時まで	1時間につき340円	1時間につき420円	1時間につき700円	1時間につき750円
午後5時から午後10時まで	1時間につき370円	1時間につき460円	1時間につき790円	1時間につき840円

(3) 設備利用料金

ア シャワー室利用料金

1回100円

イ 会議室音響セット利用料金

1回1,460円

(4) 船具ロッカー利用料金

大型	1箇年につき13,310円
	1日につき 420円
小型	1箇年につき 6,660円
	1日につき 210円

(5) 舟艇上下架装置（固定式荷役機械）利用料金

1回につき630円

2. 利用料金の減免基準

(1) 駐車場利用料金に係る減免基準

対象	減免
・港湾に係る公務のための車両 ・港湾の建設、改良、維持又は復旧の工事のための車両 ・その他あらかじめ知事が特に指定した車両	免除 ※条例第25条第1項の規定による免除
・地方公共団体が港湾その他の海事に関する理解の増進を図る目的で港湾の施設を利用するとき	免除
・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の所持者が乗車する車両 ・神奈川県電気自動車認定カードの交付を受けた車両	減額（利用料金額の10分の5）
・葉山港本港地区（漁港区）を根拠地とする船舶の乗客の車両 ・鎌倉町内会関係者の車両であって臨港道路等の交通混雑の緩和等に協力する車両	減額（(1)(1)駐車場利用料金の表のその他の者に係る利用料金額と港湾施設利用者に係る利用料金額との差分）

(2) 上記1 (2)から (5)の利用料金に係る減免基準

対象	減免
・地方公共団体が港湾その他の海事に関する理解の増進を図る目的で港湾の施設を利用するとき	免除

利用料金の減免基準適用対象者であることの確認方法について

1. 駐車場利用料金

対象	確認方法
・港湾に係る公務のための車両 ・港湾の建設、改良、維持又は復旧の工事のための車両 ・その他あらかじめ知事が特に指定した車両	身分証明書その他適用を証明できるものにより確認
・地方公共団体が港湾その他の海事に関する理解の増進を図る目的で港湾の施設を利用するとき	身分証明書その他適用を証明できるものにより確認
・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の所持者が乗車する車両 ・神奈川県電気自動車認定カードの交付を受けた車両	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳又は神奈川県電気自動車認定カードにより確認
・葉山港本港地区（漁港区）を根拠地とする船舶の乗客の車両	当該船舶の船長等が乗船者名簿等とともに利用者全員分の駐車場利用券をまとめて窓口に持参することにより確認
・鎌倉町内会関係者の車両であって臨港道路等の交通混雑の緩和等に協力する車両	鎌倉町内会が提出する名簿により確認

2. 会議室、シャワー室、会議室音響セット、船具ロッカー、舟艇上下架装置の利用料金

対象	確認方法
・地方公共団体が港湾その他の海事に関する理解の増進を図る目的で港湾の施設を利用するとき	身分証明書その他適用を証明できるものにより確認